

元文科初第1396号  
令和2年2月7日

各都道府県教育委員会教育長  
各指定都市教育委員会教育長  
各都道府県知事  
附属学校を置く各国立大学長 殿  
附属学校を置く各公立大学法人の理事長  
構造改革特別区域法第12条第1項の  
認定を受けた各地方公共団体の長

文部科学省初等中等教育局長

丸山 洋 司

(印影印刷)

住所移転に伴う住民票の異動に係る周知啓発について（依頼）

標記については、これまでも「公職選挙法の改正及び住所移転に伴う住民票の異動に係る周知啓発について」（平成28年3月29日付け文科初第1774号初等中等教育局長通知）等に基づき、周知啓発に取り組んでいただいているところですが、この度、総務省から当省に対し、住民票異動及び不在者投票の周知について、別添のとおり依頼がありました。

選挙で投票するためには、選挙権を有しているだけでなく、選挙人名簿に登録されていることが必要であり、当該選挙人名簿は住民基本台帳の情報を基に作成されます。この住民基本台帳は、選挙人名簿のほか様々な行政サービスの基礎となる重要な情報でもあり、進学や就職等により引っ越しをした場合には、住民票異動の届出が必要となります。

また、住民票を移して3カ月を経過しない間における選挙（地方選挙では、当該選挙の区域内で住所移転した場合に限る。）においては、旧住所地に3カ月以上居住していた場合に、当該旧住所地で投票することができるとともに、その投票方法として不在者投票が活用できます。

なお、「主権者教育の推進に関する有識者会議とりまとめ」（平成29年3月）

においても、大学生等が住民票異動の手続きを行っておらず、現在住んでいる住所地で投票できなかったという実態を踏まえ、制度の意義や必要性について、学生、保護者ともに、十分に理解してもらうことが重要である旨の指摘がなされたところ  
です。

さらに、留学等によって外国に住所を移して3カ月以上居住する場合には、在外選挙制度により、日本の国政選挙で投票することができますので、在外選挙人名簿の登録等の周知を図ることが重要となります。

これらのことは、進学や就職等で引っ越しをする機会の多い18歳、19歳の年齢層には特に関係の深いものです。

このため、政治的教養を育む教育については、引き続き、学校が政治的中立性を確保しつつ、現実の具体的な政治的事象も取り扱い、生徒が有権者として自らの判断で権利を行使することができるよう、具体的かつ実践的な指導を行うとともに、進学や就職等により住所の移転があった場合には、住民票の異動が必要であること等について総務省作成の啓発資料なども参考に、周知に努めていただくよう改めて御配慮をお願いします。

なお、総務省作成の啓発資料については、総務省のホームページに掲載されるとともに同省から選挙管理委員会に対し配布されておりますので、学校において希望する場合は、選挙管理委員会にお問合せいただくようお願いいたします。

また、このことについて、各都道府県教育委員会におかれては、所管の学校及び域内の市町村教育委員会に対して、各指定都市教育委員会におかれては、所管の学校に対して、各都道府県及び構造改革特別区域法第12条第1項の認定を受けた地方公共団体におかれては、所轄の学校及び学校法人等に対して、各国立大学におかれては、その管下の学校に対して、御周知くださるようお願いいたします。

(参考)

総務省作成の啓発資料（住所移転に伴う住民票の異動に係る周知啓発チラシ）

[https://www.soumu.go.jp/main\\_content/000544027.pdf](https://www.soumu.go.jp/main_content/000544027.pdf)

**【問い合わせ先】**

(政治的教養を育む教育について)

文部科学省初等中等教育局教育課程課  
教育課程総括係

電話：03-5253-4111（内線 2073）

E-mail：kyoiku@mext.go.jp

(留学等による場合について)

文部科学省総合教育政策局教育改革・国際課  
国際理解教育係

電話：03-5253-4111（内線 3487）

E-mail：kouryu@mext.go.jp

文部科学省総合教育政策局長

浅田 和伸 様

文部科学省初等中等教育局長

丸山 洋司 様

文部科学省高等教育局長

伯井 美徳 様

総務省自治行政局選挙部長

赤松 俊彦

住民票の異動及び投票方法に関する周知啓発について（依頼）

選挙で投票するためには、選挙権を有しているだけでなく、選挙人名簿に登録されていることが必要であり、当該選挙人名簿は、住民基本台帳の情報を基に作成されます。

住民基本台帳は、選挙人名簿のほか様々な行政サービスの基礎となる重要な情報でありますので、進学や就職等に伴う引っ越しにより住所移転した場合には、正確な住民票異動の届出を行う必要があります、現実に居住される住所地で投票するためにも、その必要性について、十分に周知を図る必要があります。

また、住民票を移して3カ月を経過しない間における選挙（地方選挙では、当該選挙が行われる区域内で住所移転した場合に限る。）においては、旧住所地に3カ月以上居住していた場合に、当該旧住所地で投票することができますので、その投票方法として不在者投票が活用できることについて、周知を図る必要があります。

なお、「主権者教育の推進に関する有識者会議とりまとめ」（平成29年3月）においても、大学生等が住民票異動の手続きを行っておらず、現在住んでいる住所地で投票できなかったという実態を踏まえ、制度の意義や必要性について、学生、保護者ともに、十分に理解してもらうことが重要である旨の指摘がなされたところです。

つきましては、貴職所管の教育機関において、高等学校等における卒業時や大学等における入学時のオリエンテーション等の機会を通じ、住民票異動の必要性及び不在者投票制度について、周知用資料も活用しつつ、生徒・学生等に対して周知いただくとともに、保護者の方に対しても可能な限り周知いただきますよう、ご協力お願い申し上げます。

【連絡先】

総務省自治行政局選挙部管理課

担当 内山

電話 03-5253-5574

これから住む街に、  
あなたのことを  
教えてください。

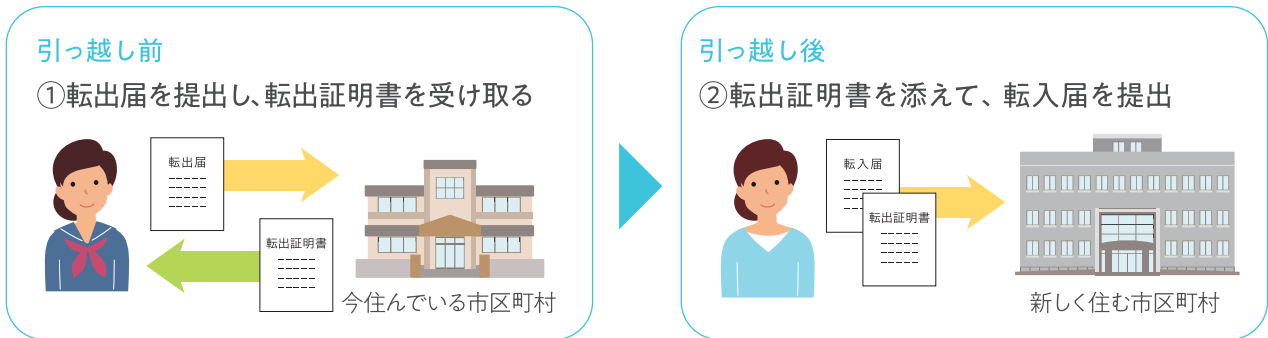


進学や就職などで **引っ越しをされる方は、**  
原則これから住む、寮・アパートなどが新しい住所地になります。  
**忘れずに住民票を移しましょう。**

住所の異動のある方は、住民基本台帳法に基づき、転出・転入の手続きをする必要があります。  
上下水道やゴミ処理、道路・公園の整備などの役割は、住んでいる市区町村が担っています。  
住民票は、こういった行政サービスや選挙人名簿への登録などにつながる大切な情報です。

## Q 住民票はどうやって移すの？

住民票の手続きは簡単です！



- 転入届は、転入した日から14日以内に提出してください。
- マイナンバーの「通知カード」や「マイナンバーカード」の記載事項の変更が必要ですので、これらのカードもお持ちください。
- 「マイナンバーカード」を持っている人は、引っ越し前の市区町村に郵送で転出届を提出することで、引っ越し後の市区町村にのみ出向いて転入手続きが可能です。
- 正当な理由がなく住民票の異動の届出をしない場合、5万円以下の過料に処されることがあります。

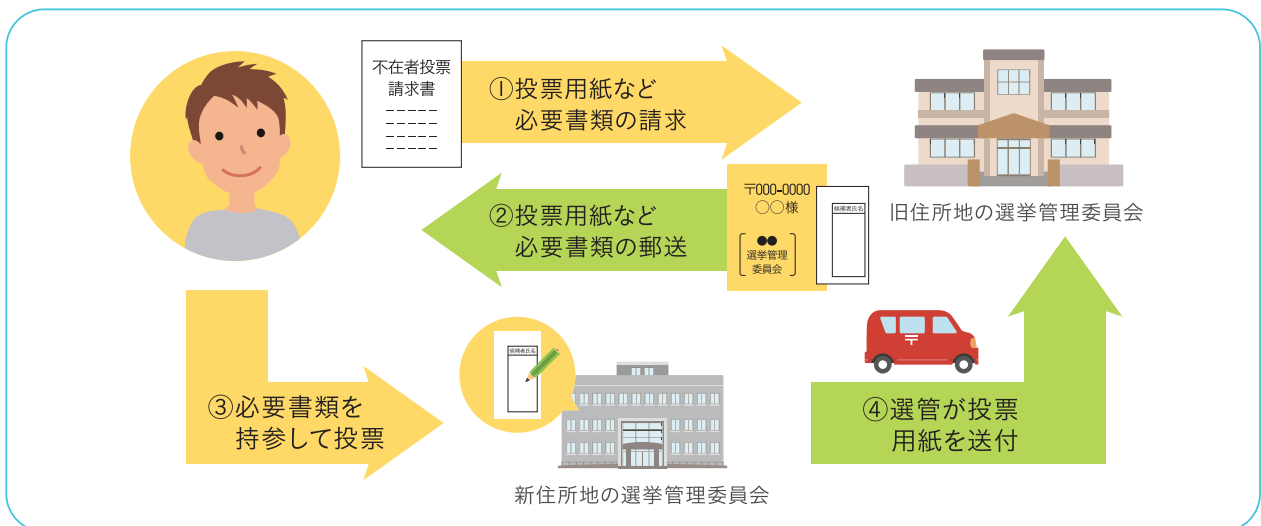
## Q 住民票を移したら、選挙の投票はどこでできるの？

住民票を移してから3ヶ月経過したら、引っ越し後の新しい住所地で投票できます。  
もし、3ヶ月経過する前に選挙があった場合は、引っ越し前の住所地で投票できます。

- 引っ越し前の住所地で投票するためには、引っ越し前の住所地に3ヶ月以上住んでいた必要があります。
- 地方選挙では、当該選挙が行われる区域内で住所移転した場合に限られます。

## Q 選挙の日に旧住所地に行けない場合は、投票できないの？

そんなときは、不在者投票ができます。



- 不在者投票は、仕事や旅行などで、選挙期間中、現住所地以外の市区町村に滞在している方も、滞在先の市区町村の選挙管理委員会で行うことができる制度です。
- 投票用紙などの郵送に時間がかかる場合がありますので、お早めの手続きをお願いします。



詳細はこちら

## Q 住民票を移したら、地元の「成人式」に出席できないの？

住民票を移した後も、ほとんどの市区町村で、地元の「成人式」に参加できます。

- 成人式の案内状の送付先の変更など事前に手続きが必要な市区町村もあるので、詳しくは地元の市区町村にお問い合わせください。

※詳しくはお近くの市区町村にお問い合わせください。

## 主権者教育の推進に関する有識者会議とりまとめ（平成29年3月）（抜粋）

### 第1 主権者教育の取組と第24回参議院議員通常選挙

#### 2. 主権者教育の取組と課題

##### (2) 18歳と19歳の投票率差

もう一つには、現在住んでいる住所地で投票できない環境であったことが挙げられる。親と一緒に住んでいない者のうち、大学生等の若者の多くが、住所を移しているにも関わらず、住民票の異動手続きを行っていない実態がある。これは、投票意欲に関連する点でもあるが、他の市区町村に転出した若者の多くに、生まれ育った地元への愛着や帰属意識があり、現在住んでいるところで水道やゴミ処分等の行政サービスを受けているとの意識が低いなど、地方公共団体との関わり合いが薄い傾向にあることが関係しているものと考えられる。この点について、地域住民としての自覚を持ち、社会参加意識を如何にして促していけるかが今後の課題となる。

さらに、住民票を移して3ヶ月未満の国政選挙においては、不在者投票制度を活用して旧住所地での投票が可能であるが、制度の認知度不足及び手続きが煩雑であると指摘する声もある。

### 第2 主権者教育の考えられる方向性

#### 2. 発達段階に応じた取組の方向性

##### (3) 高校卒業後の有権者に対する取組

今回の参院選では、住民票の異動について注目されたところであるが、投票の問題のみならず、適切に住民票登録の手続きを行うことは地域住民としての前提である。まずは、第1.2(2)で述べたように、その意義や必要性について、学生、保護者ともに、十分に理解してもらうことが重要である。